

# 民事信託とは、新しい相続対策・認知症対策

財産の管理・承継は民法から信託法の世界へ

令和元年 月 日(土曜日)



一般社団法人 相続を考える会®

代表理事 川久保 正彦

## 遺言書の種類

### • 自筆証書遺言

本文・日付を自書すること。押印は実印が望ましい。

メリット 作成が簡単，費用が掛からない。

デメリット 無効となる恐れ，保管問題あり。裁判所の検認が必要。

【改正】相続法改正により2019年1月より登記簿謄本などを財産明細として添付することが可能となりました。  
また2020年7月より法務局で自筆証書遺言書を保管してくれる制度が施行されます。これにより検認が不要となります。



遺言書だけ自筆する。  
添付書類財産目録は  
ワープロOK

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成××年○月○日

法務太郎 印

+

別紙目録

一 土地  
所在 東京都…  
地番 …  
地目 …  
地積 …

二 建物  
所在 東京都…  
家屋番号 …  
種類 …  
床面積 …  
(↑ PCで作成)

法務太郎 印

三 土地  
所在 大阪府…  
地番 …  
地目 …  
地積 …

四 建物  
所在 大阪府…  
家屋番号 …  
種類 …  
床面積 …  
(↑ PCで作成)

法務太郎 印

### • 公正証書遺言

公正役場で作成。公証人は元裁判官等である。

メリット 有効性が担保，保管問題なし。裁判所の検認は不要。

デメリット 費用がかかる⇒10万～20万(財産額による)  
証人2名以上の立ち合いが必要。

# 後見制度

本人に法的判断能力がある

【任意後見契約】  
親族などを後見人予定者と定めて**公正証書**を作成します。



本人の法的判断能力が低下

【任意後見開始】  
後見人予定者を任意後見人に確定。予定者として定めた親族が後見人になります。任意後見監督人が裁判所で選任されてから後見が開始します。

【法定後見制度】  
親族等が裁判所に申し立て成年後見人が選任。親族が後見人になれる可能性は25%です。75%は弁護士・司法書士など第三者の専門家となります。

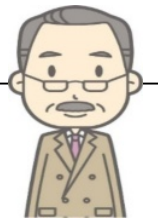
相続発生

後見終了

## 後見の問題点

①被後見人に焦点があたりすぎている。  
家庭裁判所は財産の減少になるとの理由により、建替え等の承諾やアパートローンは難しい。  
従って相続税対策は殆ど出来ない。

②法定後見人又は後見監督人への報酬が被後見人が亡くなるまで一生続く。  
財産額により報酬は裁判所が決定。  
年間40万円～80万円。2億円ぐらいの財産がある場合は年間100万円～200万円超。



成年後見制度を要する人は800万人と推定、認知高齢者約460万人、知的障害者約70万人、精神障害者270万人。成年後見制度利用者数約2%

厚生労働省「平成23年度患者調査」「平成23年度知的障害者基礎調査」「平成24年度認知症施策の現状について」より

長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R) (1974年長谷川式スケール作成、1991年改訂)

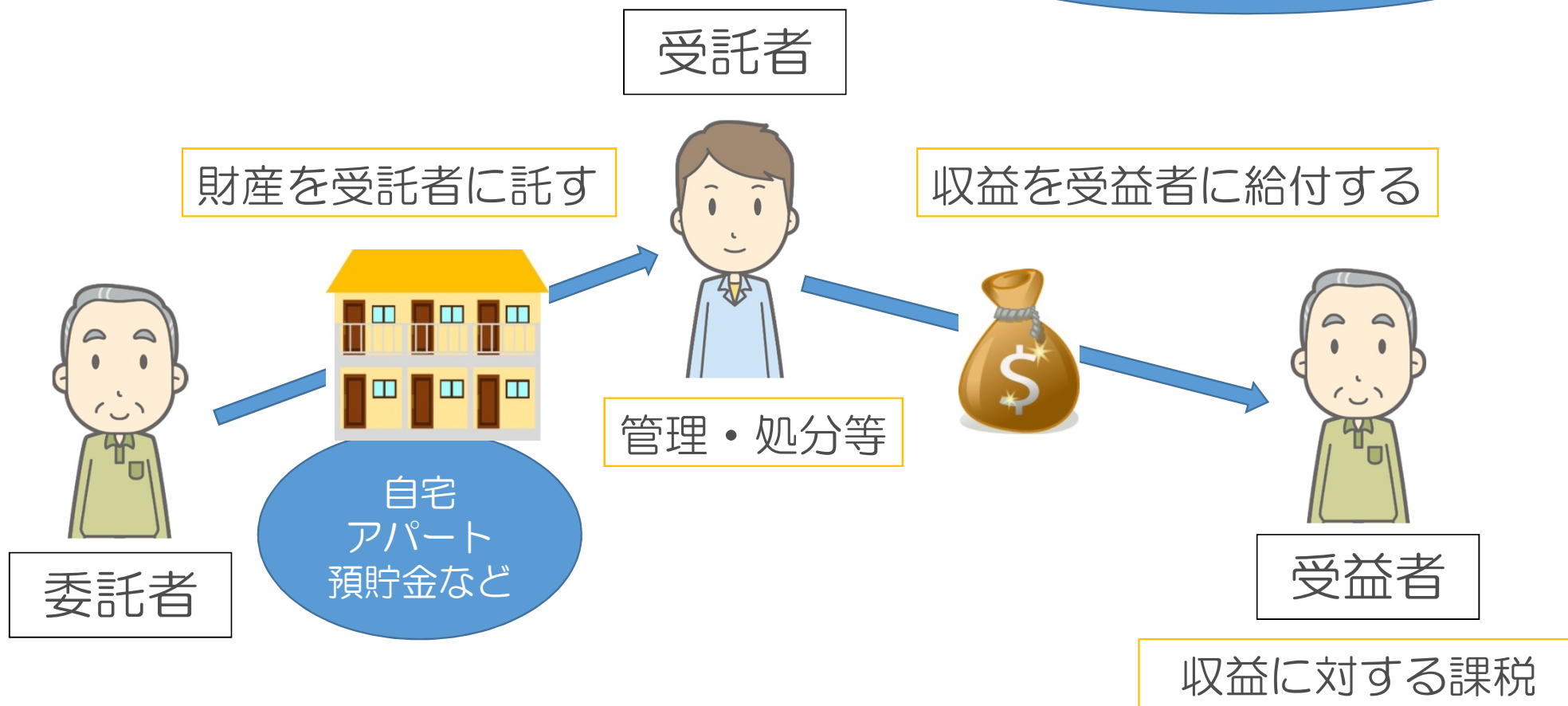
1	お年はいくつですか? (2年までの誤差は正解)
2	今日は何年の何月何日ですか? 何曜日ですか? (年月日、曜日が正解でそれぞれ1点ずつ)
3	私たちがいまいるところはどこですか? (自発的にできれば2点、5秒おいて家ですか? 病院ですか? 施設ですか? のなかから正しい選択をすれば1点)
4	これから言う3つの言葉を言ってみてください。あとでまた聞きますのでよく覚えておいてください。 (以下の系列のいずれか1つで、採用した系列に○をつけておく) 1:a)桜 b)猫 c)電車                      2:a)梅 b)犬 c)自動車
5	100から7を順番に引いてください(100-7は? それからまた7を引くと? と質問する。最初の答えが不正解の場合、打ち切る)
6	私がこれから言う数字を逆から言ってください。(6-8-2、3-5-2-9を逆に言ってもらう、3桁逆唱に失敗したら打ち切る)
7	先ほど覚えてもらった言葉をもう一度言ってみてください。 (自発的に回答があれば各2点、もし回答がない場合以下のヒントを与え正解であれば1点) a)植物 b)動物 c)乗り物

(参考)設問4 他の言葉に置き換えてはいけない。「植物の名前」「動物の名前」「乗り物の名前」から連想する言葉として、認知症の人も、健常高齢者も共通して連想する言葉の上位2つから選んで作成している。また3つの言葉同士に関連性のないものを使用している。 など設問には過去の検査経験上の裏付けがあって作成してある。



# 民事信託

委託者＝受益者の民事信託を「自益信託」といいます。



## 【税務上の取扱い】

### ○信託契約締結時及び信託期間中（所得税法13条1項・2項）

信託財産に係る資産及び負債は、受益者のものとする。

従って、自益信託の場合は所有権等の移動がないとみなされるため

信託契約締結時～期間中は贈与税の課税関係は無い。

なお、収益物件を信託したことによる収入等に係る所得税の納税者は、

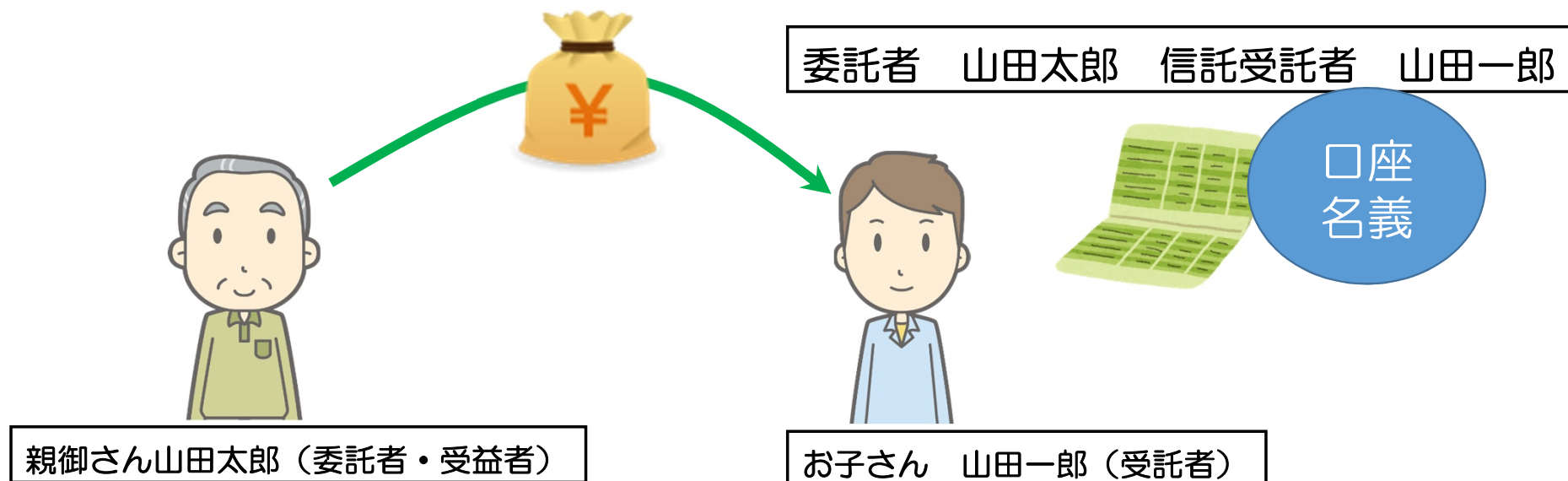
受益者（＝委託者）となる。

### ○所得税法13条

『信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属』

信託の**受益者**は当該信託の信託財産に属する**資産及び負債**を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は**当該受益者の収益及び費用**とみなして、この法律の規定を適用する。

# お金は受託者の信託口座で管理



「信託契約公正証書」作成後にお子さん（受託者）が信託口座を開設します。  
その信託口座に親御さん（委託者）がお金を振り込みます。  
口座の管理はお子さん（受託者）が行っていきます。  
詐欺などに遭わないように、委託者の一定の預金を信託口座へ移行しておくなど。  
以後受託者が委託者兼受益者の生活・療養介護等の為に支出する口座ということです。



## 民事信託の活用事例

山田太郎さん（88歳）は、不動産を多数所有しており、相続税対策としてA土地の有効活用を考えていますが、太郎さん自身は不動産活用にあまり詳しくないため、不動産に詳しい長男（山田一郎）が中心になり話を進めています。

山田太郎さんは、この件について今後も山田一郎に全権を任せたいと考えており、また、自分が認知症になってしまう事を心配しています。



## 【問題点】

意思能力が不十分になってしまうと、「**アパート建築の契約**」、「**銀行からの建築資金の借入**」、「**完成後の賃貸借契約**」や「**境界確定の話し合い**」などの法律行為を、自分自身では、行うことができなくなってしまいます。

後見人がこれらの行為を本人に代わってできるのかということ・・・  
制限行為能力者の制度趣旨から、財産の減少を招くような行為

☞原則としてできない。

**民事信託**なら、  
受託者の判断で、これらの法律行為を行うことができます！

受託者に認められる「**管理・処分権**」の内容として、「**銀行からの借入**」等を信託契約書に入れておけば良いのです。

【契約内容】 委託者：父親（山田太郎）  
受託者：長男（山田一郎）  
受益者：父親（山田太郎）  
信託財産：A土地

受託者は信託財産の管理・運用・処分をすることが出来る。

受託者は、必要に応じ、信託財産上に賃貸物件を建築することができる。

受託者は、受託者が必要と認める資金を、借入れることができる。

等を信託契約書に入れておく。

①金融機関と契約書の内容について打合せする。

②公証人と契約書の内容について打ち合わせする。

## 名義変更の登記手続き（様式）

権利部 【甲区】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	平成12年9月12日 第12345号	平成12年1月12日相続	所有者 東京都港区〇〇台3丁目〇番〇号 山田太郎
2	所有権移転 ←	令和2年1月6日 第1号	令和2年1月3日信託	受託者 ← 東京都千代田区〇〇町2丁目〇番〇号 山田一郎
	信託 ←			信託目録第1号 ←
【信託目録】				
【番号】		【受付年月日・受付番号】		【予備】
第1号		令和2年1月6日 第1号		
1.委託者に関する事項		東京都港区〇〇台3丁目〇番〇号		
		山田太郎 ←		
2.受託者に関する事項		東京都千代田区〇〇町2丁目〇番〇号		
		山田一郎 ←		
3.受益者に関する事項		東京都港区〇〇台3丁目〇番〇号		
		山田太郎 ←		
4.信託条項		①信託の目的 ②信託財産の管理方法 ← ③信託の終了事由 ④その他の条項		

## 民事信託の応用

一郎さんは、長男として先祖代々の財産を相続し、守ってきました。しかし、子供に恵まれず、ゆくゆくは自分の血族である弟（次郎）へ財産を引き継ぎたいと考えています。

自分の死後は、妻（一郎妻）に財産を引き継ぎたいと考えていますが、このままだと妻の死後に妻の血族に財産が承継されてしまいます。

自分の死後に、妻→弟（次郎）の順に財産を引き継ぐ何か良い方法が無いかと考えています。

自分が死んだら、  
自分の財産で  
妻のその後の生活  
を支えたい。

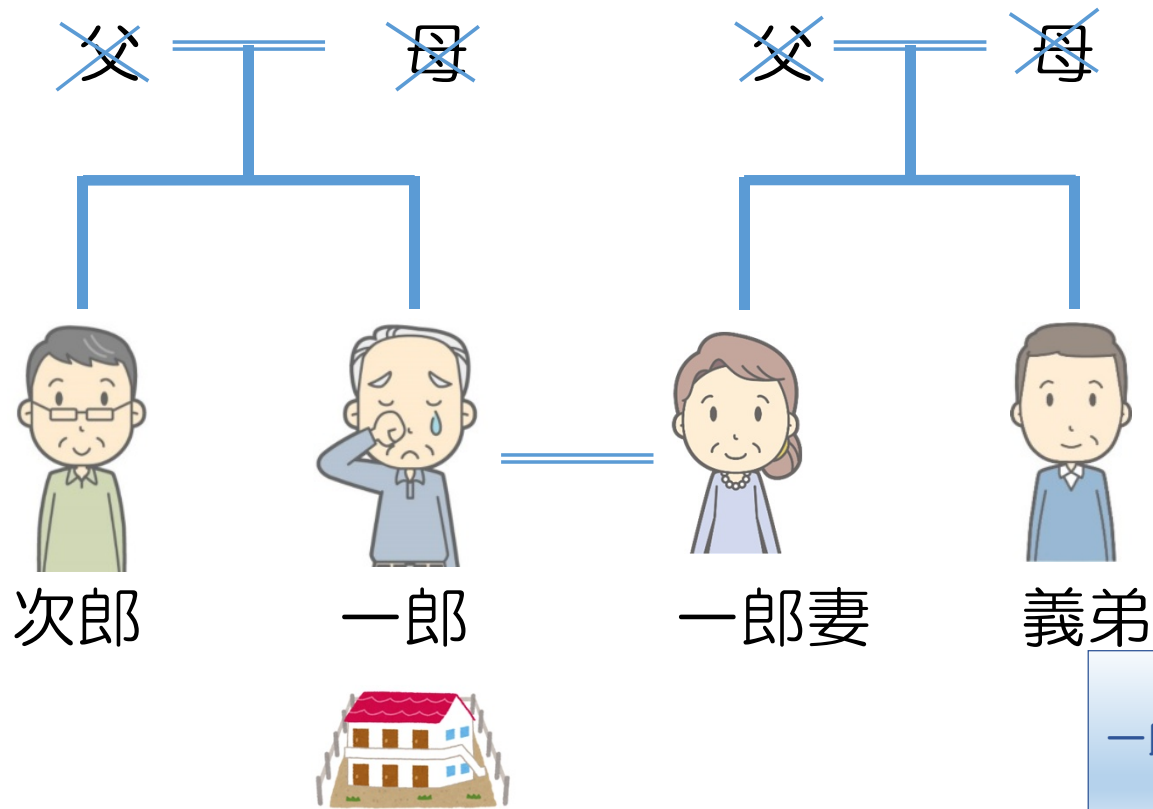


一郎

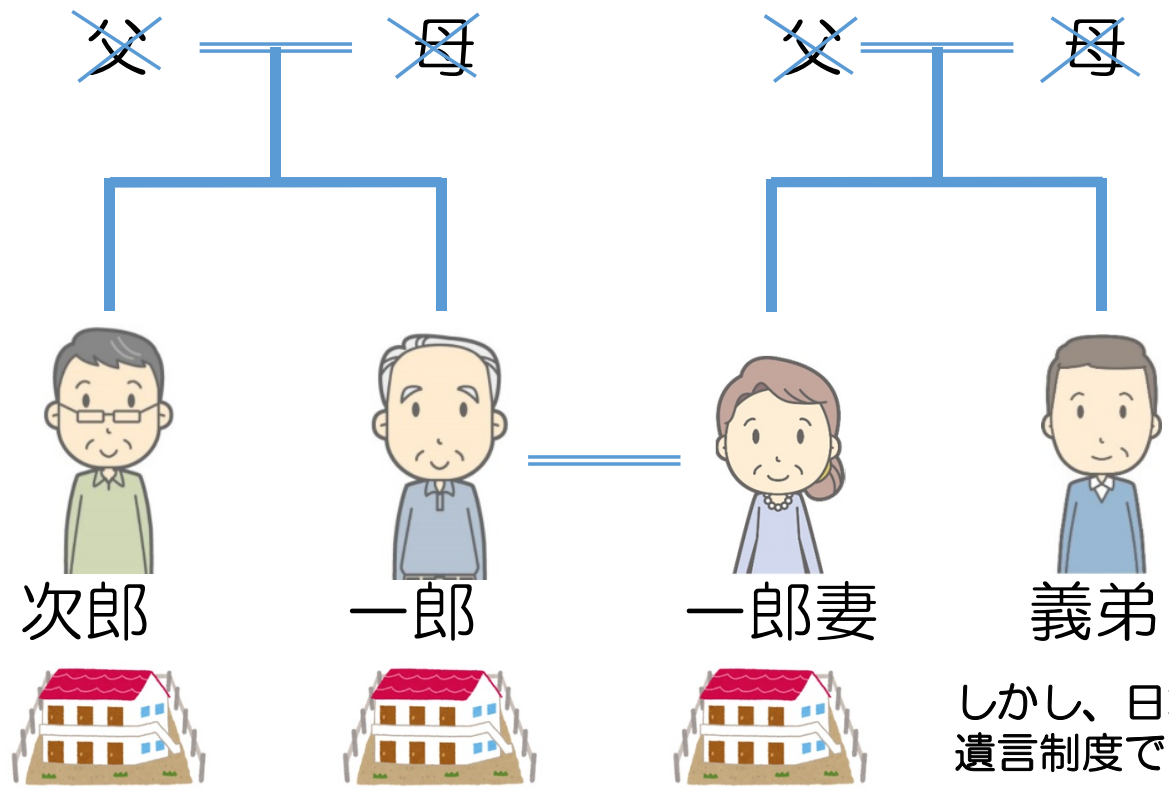
でも、妻が他界したら、  
先祖代々の不動産は  
弟に守ってもらいたい。



次郎



一郎さんは、こうではなく



しかし、日本の現行の遺言制度では不可能・・・

## 【問題点】

遺言では、自分の財産の承継者は指定出来ますが、妻の二次相続の内容を指定することはできません。

相続人が妻のみの場合、妻の死亡後、相続財産は妻の家系に承継されてしまいます。

妻が、

「私が死亡したときは、次郎（一郎弟）に不動産を遺贈する」と遺言すれば、一応形は整いますが、遺言はいつでも撤回・修正が可能ですので、一郎さんの心配は尽きることがありません。

## 【解決方法】

民事信託契約書で第二受益者、第三受益者を指定することにより本人の意思通りに財産(受益権)を移転することが可能となります。



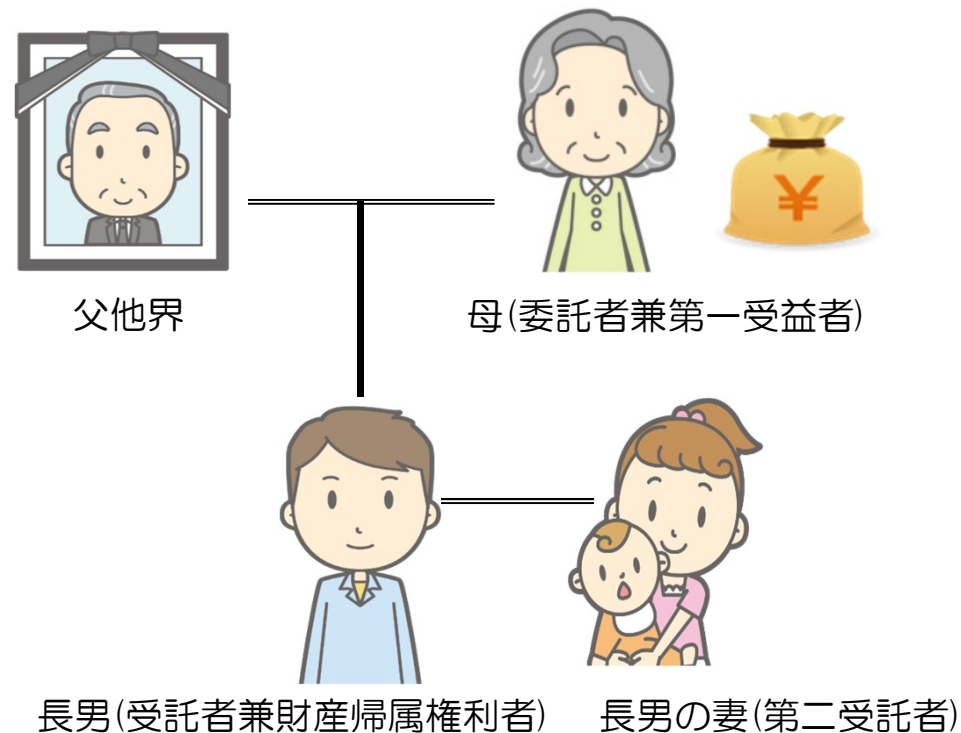
## 高齢者の財産を子世代に移行して、本人の認知症対策及び詐欺等の対策

母のものの忘れが多くなってきたので、母が詐欺に合わないか、高額商品を買ってしまうなどのことにならないかを考え、長男が管理・運用処分することとした。

母名義で上場株の運用をしていたが、実際には長男が運用していたので、母が認知症になった場合は証券口座が凍結してしまうので、今のうちに上場株を換金して、信託口座(委託者母・受託者長男)を開設し長男に信託した。

### 【信託スキーム】

委託者 母  
受託者 長男  
後継受託者 長男の妻  
第一受益者 母  
財産帰属権利者 長男  
後継財産帰属権利者 長男の妻

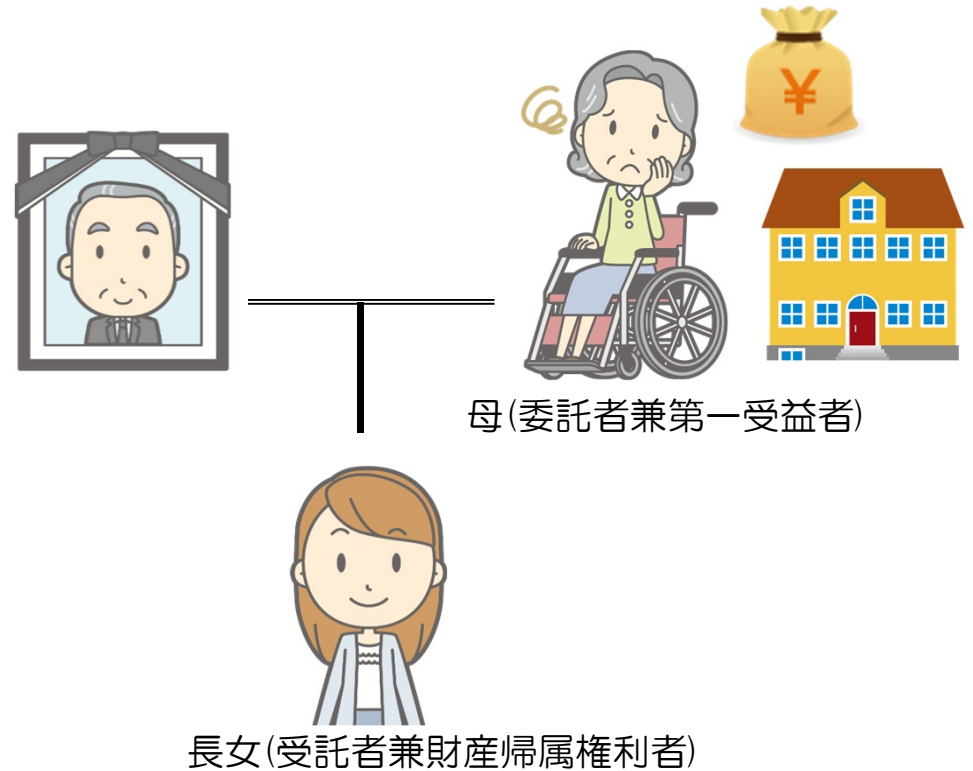


「委託者母・受託者長男」の信託口座を開設してくれる金融機関が必要。最近は増えてきましたが、数年前は殆どの金融機関に相手にしてもらえなかった・・・

自宅が売却できるように、母名義の土地を長女に信託した。  
(母認知症による不動産凍結対策)

自宅敷地が母1/2と長女1/2の共有になっており、現況は「宅地」であるが、登記上は「畑」であった。公証役場では農地は信託出来ないと言われたが、当方の司法書士が調べたところ「農地法第5条第1項第6号」により現況が宅地であれば信託できるとのこと。

公正証書にしないで、司法書士に「不動産管理処分信託契約書」を作成いただき母名義分1/2は長女に信託しました。従って「長女自身の名義1/2」と「母から長女による信託名義1/2」により長女の判断のみで売却可能となりました。



### 信託契約書

- 委託者 母
- 受託者 長女
- 当初受益者 母
- 財産帰属権利者 長女



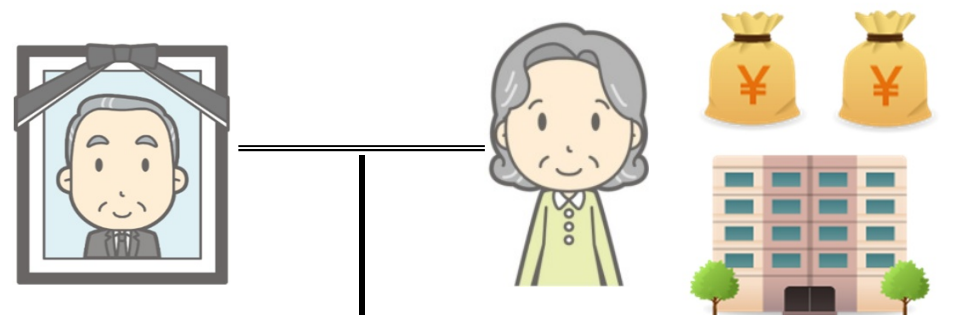
○「受託者」と「財産帰属権利者」は必ずしも同一人としなければならないわけではない。

財産の管理・処分を任せられる者を「受託者」とし、最終的に「信託財産」を、相続させたい者を「財産帰属権利者」と信託契約書で指定しておく。

※別途遺留分対策等として信託財産以外の財産については「公正証書遺言」を作成するのが望ましい。

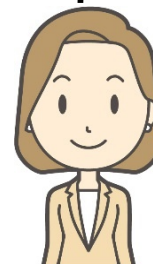
【信託スキーム①】母のアパート管理を**受託者次女**に任せる。アパート収入は母へ、母が亡くなった場合は、アパートを次女に相続させる。

【信託スキーム②】母の金融資産を**受託者次女**に任せる。介護費用・施設費用等に使用し、残った場合は、**長女・次女で半分ずつ相続させる。**従って、**財産帰属権利者を長女1/2・次女1/2と設定する必要がある。**



父他界

母(委託者兼第一受益者)



長女(財産帰属権利者)



次女(受託者兼財産帰属権利者)

【信託スキーム①】アパート・信託口座(A)

委託者 母

**受託者 次女**

第一受益者 母

**財産帰属権利者 次女**

【信託スキーム②】預貯金・信託口座(B)

委託者 母

**受託者 次女**

第一受益者 母

**財産帰属権利者 長女1/2 次女1/2**

## 受益者連続型信託

長男夫婦に子供がないので、長男に相続させた財産は長男の嫁の家系に流れていってしまう。代々築いてきた財産なので、長女の子供(孫)に引き継がせて直系を守りたい。長男の嫁に色々助けてもらっているので、長男が亡くなった場合は、長男の嫁の生活は保証してあげたい。

契約期間が長期に及ぶ場合は、第二受託者、第三受託者の設定も留意。(163条に注意)

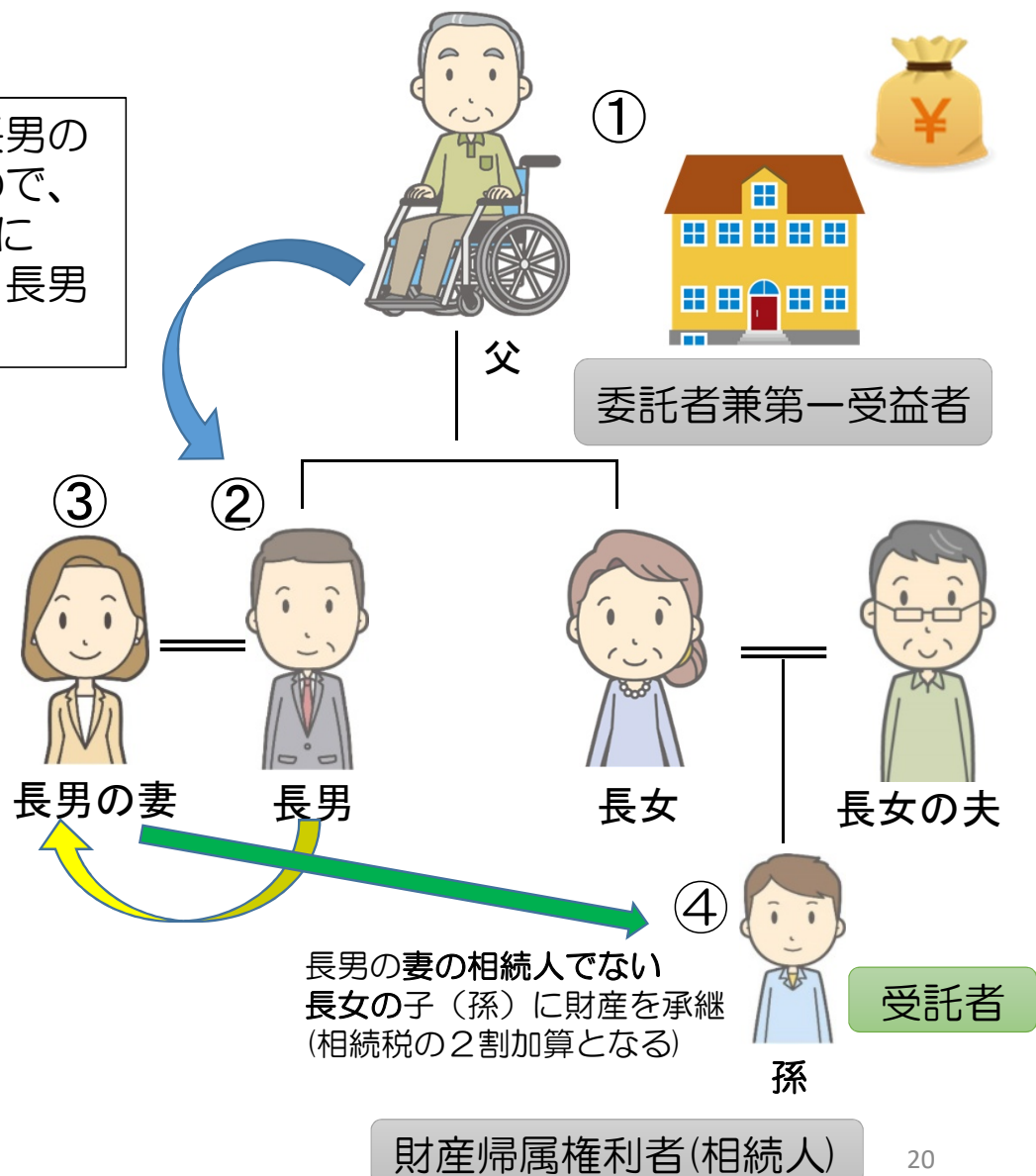
第一受益者の生存中、第二受益者が死亡した場合の契約書の設定・・・などに留意しなければならない。

しかしあまりに複雑な信託契約書は委託者・受託者の理解が得られないので、これも注意する。

信託法第163条(信託の終了事由)

二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき。

三 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき。



◎受託者が借りたアパートローンは債務控除できるか？

委託者(父) 受託者(子) 受益者(父) 受託者がアパートローンを借り、父が亡くなった場合、相続人(子)は債務控除可能なのか??

まず、受託者は自分の判断で借入をすることが出来るのか?⇒

○信託法第26条(受託者の権限)

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。

○信託法第16条(信託財産の範囲)

信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する。

一 信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産。

従って信託財産を担保として借入れた金銭も信託財産(信託金銭)となります。

受託者が借入れる場合「委託者〇〇 受託者〇〇 金銭消費貸借契約」などの契約書として「受託者」が金融機関と締結します。その金銭を使って建物を建築した場合は、信託金銭が建物に変わったとされますので、建物は当然信託財産を構成することになります。

この場合、登記の目的は、信託金銭によって得た財産(処分財産)なので「信託」ではなく、「信託財産の処分による信託」となります。この登記と信託目録により誰が、誰のために建築したのかが分かります。

尚、建物登記簿には所有者は子の名前のみが記載され、「受託者」とは表記されません。債務者の欄も同様です。

信託内融資で、建物を建てた場合の登記事項証明書

(例) 委託者兼受益者 山田太郎(父) 受託者 山田一郎(子)

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日 受付番号	権利者その他の事項
1	信託財産の 処分による信託	令和〇年 〇〇月〇〇日 第〇号	所有者 〇〇市〇〇番〇号 山田一郎
		余白	信託目録第〇号

権利部(乙区)(所有権以外に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日 受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和〇年 〇〇月〇〇日 第〇号	原因令和〇年〇〇月〇〇日 金銭消費貸借令和〇年〇〇月〇〇日設定 債権額 金5,000万円 利息 年〇% 損害額 年〇%
		余白	債務者 〇〇市〇〇番〇号 山田一郎 抵当権者 〇〇市〇〇番〇号 浦和信用金庫

所有者及び債務者には「山田一郎」のみが記載され「受託者」とはどこにも記載されない!!



信託目録			調整 余白
番号 第〇〇号	受付年月日・受付番号 令和〇年〇〇月〇日 第〇〇号	予備	余白
1.委託者に関する事項	〇〇市〇〇番〇号 山田 太郎		
2. 受託者に関する事項	〇〇市〇〇番〇号 山田 一郎		
3.受益者に関する事項	〇〇市〇〇番〇号 山田 太郎		
4.信託条項	<p>1.信託の目的 本信託は、受託者が、信託財産を受益者の為に管理・運用又は処分をすることで、受益者の生活費、医療費、介護費等に使用し安定した生活を得ること。</p> <p>2.信託財産の管理方法  (1)当該不動産を処分することができる。  (2)当該不動産を処分し、他の不動産に買い替えることができる。  (3)当該土地の地目変更及び分筆・合筆等の売買に必要な変更をすることができる。  (4)当該土地の上に建物の建築をすることができる。  (5)第4号の借入を行うために信託不動産に抵当権・根抵当権を設定することができる。</p> <p>【以下省略】</p> <p>5.信託の終了事由 本信託は、次のいずれかの事由によって終了する。  (1)委託者が死亡したとき。  (2)信託法第163条各号の事由が生じたとき。</p>		

○相続税法第9条の2第6項

第1項から第3項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律の規定を適用する。

○相続税法第9条の2第4項

受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となった者は、当該信託の残余財産を当該信託の受益者から贈与(当該受益者の死亡に起因して当該信託が終了した場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

従って相続税法第9条の2第4項は「残余財産」を取得した者となっております。

信託法上「残余財産」は、清算受託者が信託債権に係る債務の弁済をした後に残った財産です。(信託法第177条)しかし現実的には清算受託者がローンを返済し、金銭で残余財産を給付することは例外かと思えます。

次に相続税法第9条の2第6項は、「第1項から第3項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託」となっており相続税法第9条の2第4項は含まれないと読まざるを得ません。

これは信託法が信託終了時には清算受託者による清算が行われることを前提とした規定しか置いておらず、現状有姿での権利義務承継ということ想定していないため、相続税法もそれにならったために生じた現象ではないかと思えます。



一般社団法人相続を考える会 代表理事 <http://souzoku.blue/>  
さいたま家族信託本舗代表 <http://kazokusintaku-wisdam.jp/>  
株式会社 WISDAM FP (ウィズダム エフピー)  
代表取締役 川久保 正彦 (かわくぼ まさひこ)

資格：ファイナンシャルプランナー(CFP)

一級FP技能士

宅地建物取引士

経歴：東洋大学卒業。 会計事務所11年勤務。

平成18年～平成23年日本FP協会相続・タックス試験委員。

平成18年～平成25年大原簿記学校CFP・FP一級相続講師。

TVの経済番組の監修、 Amazon書籍「民事信託組成の独り言」2017年刊行

業務範囲 相続・相続税のご相談。 相続税申告税理士斡旋。 土地評価不動産鑑定士斡旋。

・遺言作成等司法書士・弁護士斡旋。 民事信託組成。相続・家族信託セミナー講師・企画。

株式会社WISDAM FP

〒330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤3-22-12-704

TEL 048-831-6200 FAX048-633-6643 連絡先携帯電話 080-1116-0313

E-mail : [info@wisdam.net](mailto:info@wisdam.net)

